平 成 ２４ 年 度 事 業 計 画 書

（平成２４年４月１日～平成２５年３月３１日）

１ 法整備支援事業

当財団は、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを民間の立場から支援している。本支援事業は独立行政法人国際協力機構より受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力して実施しているもので、平成２４年度は、各国別に次の事業を実施することとしている。

（１）ベトナム

平成２３年４月から４年間の期間で、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ２が実施されている。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関（裁判所・検察庁）及び司法補助機関（判決執行機関等）の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うものである。

平成２４年度は、本プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていくため、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院それぞれから３回に分けて１０名の研修員を２週間招聘して、本邦研修を実施する予定である。

また、中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正を支援するため、ベトナム民法共同研究会（委員長　森嶌昭夫　日本気候政策センター理事長、委員１２名）、ベトナム裁判実務改善研究会（委員長　村上敬一　同志社大学法科大学院客員教授、委員４名）を開催する予定である。

（２）カンボジア

平成２４年４月から５年間の期間で、民法・民訴法普及プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、司法省・王立司法学院・弁護士会・王立法律経済大学を支援対象機関とし、各機関の中核人材の能力強化等を通じて、カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を可能にすることを目指すものである。

平成２４年度は、前記の支援対象４機関から２回に分けて１０名の研修員を２週間招聘し、民事関連法令の起草・改正、運用に対し適切に対応する体制及び能力の整備・

育成のための本邦研修、並びに司法省から２回に分けて１０名の研修員を２週間招聘し、民法関連不動産登記共同省令起草・普及を支援のための本邦研修を実施する予定である。

また、民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草・立法化支援と民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援のため、カンボジア民法作業部会（委員長　森嶌昭夫　日本気候政策センター理事長、委員１５名）、カンボジア民事訴訟法作業部会（委員長　竹下守夫　法務省特別顧問、委員１３名）、カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ（委員９名）の会合を開催する予定である。

（３）中国
平成２４年度は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（民法室）を支援対象機関として、「民事訴訟法及び民事関連法」の起草支援を継続して実施し、その一環として民法室、最高人民法院等から１０名の研修員を２週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国民事訴訟法研究会（委員長　上原敏夫　明治大学法科大学院教授　委員１０名）並びに相続法と消費者権益保護法支援を中心とした中国民事関連法アドバイザリーグループ（委員　松本恒雄　一橋大学大学院法学研究科教授　他２名）を開催する予定である。

加えて、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（行政法室）を支援対象機関として、中国の行政関連法改正に関する日本の法律及び司法実務への理解を深め、行政関連法改正に生かすことを目的として「行政訴訟法及び行政関連法」の起草支援を実施し、その一環として行政法室等から１０名の研修員を２週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国行政訴訟法及び行政関連法アドバイザリーグループ（委員　村上敬一　同志社大学法科大学院客員教授　他４名）の会合を開催する予定である。

（４）ラオス
平成２２年７月より４年間の期間で、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトを実施している。

平成２４年度は、上記プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていく、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法に分けて、それぞれ関係者を１５名、１０日間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、支援組織であるラオス民法アドバイザリーグループ(委員　松尾弘　慶應義塾大学大学院教授　他３名)、ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ(委員　名津井吉裕　大阪大学大学院高等司法研究科准教授　他４名)、ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ(委員　加藤克佳　名城大学法学部・大学院法学研究科教授　他４名)の会合を開催する予定である。

(５)中央アジア比較法制研究セミナー
中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン)の裁判官・立法担当者等を対象として、市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用を適切に行えるようにするため、各国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにすると共に、現地の法曹関係者への普及を目的としたセミナーを実施している。

平成２４年度は、対象の４カ国から関係者１２名を２週間招聘し、本邦研修を実施する予定である。

(６)ネパール
平成２１年度よりネパール民法改正支援のため、「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されており、平成２４年度は、民法改正の委員会メンバーを中心に１０名、２週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、本支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループ(委員　松尾　弘　慶應義塾大学法科大学院教授　他３名)の会合を開催する予定である。

(７)モンゴル
調停制度導入に向けた技術支援、弁護士会・調停センターの運営能力強化を目指した調停制度強化プロジェクトを実施しており、モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ(委員長　稲葉一人　中央大学法科大学院教授　他５名)の会合を予定している。

２ その他関連事業

(１)調査・研究事業

①日韓パートナーシップ研修
韓国とは、経済、文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成１１年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナー

シップ研修を実施している。平成２４年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、６月に東京、１１月に高陽（韓国）で研修を実施する予定である。

尚、研修の内容については、ホームページ上に公開する。

②アジア太平洋諸国法制度調査研究
当財団は、法務省法務総合研究所と共同してアジア太平洋諸国の法制度について調査研究事業を実施しているが、平成２１年度から３年間で実施した「監査制度」について平成２３年度に研究が終了した。平成２４年度にその成果出版物を書籍にして、各大学の法学部等広く関係者に配布する予定である。

一方、平成２４年度からは３年間の期間で、新たに「アジア・太平洋諸国における会社情報の提供制度」をテーマとした研究会を発足し、アジア・太平洋諸国のうち数か国を対象として比較法制研究を行う予定である。平成２４年度は、研究会（座長　近藤　光男　神戸大学大学院法学研究科教授　他委員７名）を開催し、２年目以降の本格的活動につなげるための対象国とテーマの絞り込みを行う研究会を開催し、必要に応じて現地調査をする予定である。

（２）セミナー、講演会、シンポジウム事業

①日中民商事法セミナー
当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成２４年度は第１７回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定。

時期・場所：　平成２４年１０月　北京
主催　日本：　当財団、法務省法務総合研究所
　　中国：　国家発展改革委員会
日本側講師：　テーマに関する専門家講師２～３名を派遣

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を計るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討することとしている。

尚、セミナーの内容については、小冊子にして関係者に配布すると共に、ホームページ上で公開する。

②アジア･太平洋諸国法制度シンポジウム
前記のアジア太平洋諸国法制度調査研究の中間報告(中間年度)並びに成果発表(最終年度)として、各国及び地域から専門家を招聘して、日本側研究会委員を交えてセミナーもしくはシンポジウムを開催しているが、平成２４年度は、研究会の初年度にあたるため、予定はしていない。

③国際民商事法｢金沢セミナー｣
東アジア･東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と､同地域におけるビジネス法･経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。平成２４年度は、次のとおり開催する予定である。

時期･場所：　平成２５年３月　金沢
主　　催　：　石川国際民商事法センター、当財団、北國新聞社
　　及び法務省法務総合研究所

尚、セミナーの内容については、小冊子にして関係者に配布すると共に、ホームページ上で公開する。

④国際民商事法講演会
特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成２４年度も法務総合研究所他関係諸機関の協力も得て、開催する予定である。

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

⑤他団体との共催事業
法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。

・(人材育成のための)シンポジウム
　法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要である。さまざまな人的資源を発掘･確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供するため、大学生、法科大学院生、若手法曹や研究者を対象にシンポジウムを開催している。平成２４年度は以下を予定している。

　時期･場所：　平成２４年１１月　大阪・東京・名古屋
　　(各会議場をテレビ会議システムで中継)
　テ ー マ ：　人材育成

主　　催 ：　法務省法務総合研究所、当財団、
　　名古屋大学法制国際教育協力研究センター他
後　　援 ：　最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人国際協力機構　他

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

・法整備支援連絡会

平成１２年から、法整備支援に関わる関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成２４年度は次のとおり開催する予定である。

時期･場所：　平成２５年１月　大阪並びに東京
　　（大阪の国際会議室と東京の法務総合研究所をＴＶ会議システムで結んで開催）
主　　催 ：　法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構
後　　援 ：　当財団、最高裁判所、日本弁護士連合会
　　独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所
講　　師 ：　テーマに関する専門家講師

尚、セミナーの内容については、ホームページ上で公開する。

３　その他

（１）機関誌「ICCLC」発行

平成２４年７月発行予定
平成２３年度事業報告、平成２４年度事業計画を掲載

（２）パンフレット作成･ホームページの維持

当財団パンフレットの 改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

以上